

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の五の規定に基づき、特定関係事業者を次のように指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

（案）

一 東日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

二 西日本電信電話株式会社に係る特定関係事業者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社